

東日本大震災に関して被災地における復旧・復興事業の取組み

復旧・復興工事の発注に伴い、被災地では人手不足の深刻度が増し、入札不調が急増しており、国土交通省は、以下のとおり施工確保対策を決定しました。

地元と被災地以外が JV を組むことを認める「復興 JV 制度」の創設などが打ち出されています。詳細は下記のとおりです。

1. 2/14 第2回復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会

○ 取組み内容

- ①「復興 JV 制度」の創設
- ②1 人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化
- ③実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定
- ④急激な物価変動に伴う請負代金額の変更
- ⑤発注ロット拡大を踏まえた間接工事費の算出（周知）
- ⑥被災地以外からの労務者の確保に要する追加費用への 対応（検討）

※留意事項

今回新たに講じる対策については、基本的に被災 3 県を対象としたものとなっているが、被災 3 県以外への影響についても実態調査に努め、全体として支障が生じることが無いように配慮することとしている

- ・ 【添付資料】概要を添付しています。（資料 3－2）
- ・ 詳細は、以下の HP で確認してください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr1_000024.html

2. 2/29 被災地域における復旧・復興のための共同企業体（復興 JV）を活用するための当面の運用について

- ・ 【添付資料】概要及び運用を添付しています。
（復興 JV 制度について①、②）
- ・ ●詳細は、以下の HP で確認してください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000148.html